見える化要件

福祉・介護職員等の処遇改善加算に係る「見える化要件」について

当法人のグループホームと看護小規模多機能ホームでは、令和 6 年 6 月より、「介護職員等処遇改善加算 I 」を取得しております。

職場環境等要件

- ○入職促進に向けた取組
 - ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
 - ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの 構築
 - ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
- ○資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得 しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメン ト研修の受講支援等
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
 - ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
- ○両立支援・多様な働き方の推進
 - ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実
 - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等 の整備
 - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ○腰痛を含む心身の健康管理
 - ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び 研修等による腰痛対策の実施
 - ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断や従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ○生産性向上のための業務改善の取組
 - ・見守り機器やセンサー等の導入による業務量の縮減
 - ・高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、介護業務以外の業務の提供)等に よる役割分担の明確化
 - ・5S活動等の実践による職場環境の整備
 - ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ○やりがい・働きがいの醸成
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務 環境やケア内容の改善
 - ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
 - ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

- ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
- ○ホームページへの掲載
 - ・職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」での選択
 - ・職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載